

平成23年11月19日制定  
平成26年4月7日改訂  
平成27年1月5日改訂  
平成29年4月3日改訂  
平成29年7月3日改訂  
平成30年10月15日改訂  
令和1年9月30日改訂  
令和2年10月20日改訂  
令和6年10月9日改訂

## 杏林医学会研究奨励賞に関する細則

第1条(目的) 杏林医学会はその目的を達成するために、40歳以下(雑誌掲載年の12月31日時点)の会員の研究活動を奨励する杏林医学会研究奨励賞(以下、奨励賞)を設ける。

第2条(奨励賞) 奨励賞は、原則として論文掲載時に杏林医学会の会員であり、学術研究に顕著な業績を挙げ、募集の前年に英文学術雑誌に掲載された原著論文、症例報告等の論文の筆頭著者に授与する。

2 奨励賞は各年度10名以内とする。

3 各年度の応募は一名につき一編とする。なお、前年度の受賞者は連続して応募はできない。

4 杏林医学会雑誌に掲載された論文は杏林医学会誌優秀論文賞の選考対象となるので除外する。また、教授の職位にある者の応募も原則、除外する。

第3条(選考) 杏林医学会長は奨励賞の選考を選考委員会に委嘱する。

2 奨励賞の募集期間は7月1日から末日までとし、受賞希望者、もしくは推薦者は別に定める申請書と掲載された学術論文を選考委員会に提出する。

3 医学会長は選考委員会の答申に基づき受賞者を決定する。

第4条(受賞者) 受賞者には賞状及び副賞金5万円を授与する。

2 受賞者は杏林医学会雑誌に本賞の受賞報告を寄稿する。

第5条(改変) 本細則の改変は杏林医学会誌優秀論文賞選考委員会の議を経て、医学会長の承認を得なければならない。